

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

- 1 日時 平成30年10月19日（金）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室
- 3 参加者等

裁判員経験者 7名 （着席順に「1番」等と表記）

司会者 丸山 哲巳（甲府地方裁判所刑事部部総括判事）

裁判官 望月 千広（甲府地方裁判所刑事部判事）

検察官 荒木 裕偉（甲府地方検察庁検事）

弁護士 藤本 紗季

### 4 議事概要

（司会者）

#### ○ はじめに

本日は、お忙しいところ裁判員経験者意見交換会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、甲府地裁の裁判長を務めさせていただいています丸山と申します。どうぞよろしく願いいたします。今日は、昨年5月から今年3月までの間に甲府地裁で行われた裁判員裁判の中で、特に、事実が争われた難しい事件の裁判員あるいは補充裁判員をお務めいただいた皆さんにお越しいただいております。皆さんの御意見、御感想をいただき、特に、争いがある難しい事件をどのようにして裁判員として臨んで、どのように他の人と議論をして判決まで、最後まで仕事をやり遂げられたかというところを中心にして、今後より良い裁判員制度になるように、裁判官、検察官、弁護人が勉強させていただくとともに、皆さんの声を山梨県民の方にもお届けして、実際にこんな大変な事件をやったけれども、こんなふうにとったら最後までできたんだよというところをお伝えするような意見交換会になればいいなと思っております。それではまず、この席に裁判官、検察官、弁護士それぞれが出席していますので、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

（裁判官）

裁判官の望月でございます。いずれの事件におきましても、皆さんと一緒に裁判体を構成させていただいて、審議をしてきたということになります。本日は、昔の戦友に久しぶりに会ったような感じで懐かしく思っていますので、今日も活発な意見交換をよろしくお願いいたします。

(検察官)

甲府地方検察庁の検事の荒木でございます。本日対象になっている事件のうち、保険金殺人事件を除く事件を担当した検事でございます。よろしくお願いいたします。

(弁護士)

弁護士の藤本です。よろしくお願いいたします。私は、裁判員裁判の経験がそんなにたくさんあるわけではないのですが、今回、裁判員の方々の意見を聞くことによって今後にも生かしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(司会者)

ありがとうございます。藤本弁護人は、昨年5月の現住建造物等放火事件を担当いただいていますので、そのときの御経験を踏まえてコメントなどを頂ければと思っております。

#### ○ 事件の紹介と全体的な意見

それでは、今回御出席いただいた裁判員、補充裁判員の皆さんが担当された事件について、簡単にここで紹介させていただきたいと思えます。まず、1番の方が担当された事件は、昨年5月の現住建造物等放火の事件ということになります。この事件は、被告人が家族と共に住んでいた自宅に火を放って家が全焼し、結果として奥さんも亡くなられたという、こういう事件でした。被告人が火を付けて家が燃えたということ自体は争いがなかったわけですが、被告人には犯行当時、精神障害があつて、いわゆる責任能力が問えるかどうかというのが問題となったケースでした。検察官は、心神耗弱と主張して、弁護人は心神喪失であると主張して、それについて難しい判断を迫られたというケースでありました。結果は、心神耗弱にとどまり、刑事責任は問えるという判断をして、更に量刑についても判断したというこ

とです。この事件の場合は、証拠としては実際に自宅が燃えてしまった状況だとか、御遺族の処罰感情あるいは防犯カメラに映っていた燃焼の状況や燃焼再現実験の映像、更には被告人の精神鑑定を行った精神科の医師の話の聞いたり、被告人本人、あるいは被告人のお姉さんの話を聞くというようなことで終了して、裁判の手續が2日間で、その後評議をして、5日目に判決を言い渡しております。では、この事件に参加された全体的な感想ですけれども、1番の方、この事件を担当された全体的な感想を頂ければと思います。

(1番)

初めて、もちろん初めての裁判員というところで、どういうことなのかさっぱり分からない状態の中に入って来たわけですけど、一番やっぱり難しいなと思ったのが、実際的な犯行動機というのが、要は、精神的な問題というところが、どういう判断を下していくのかというところで、裁判員の皆さん、裁判官の皆さんと討議をしていったわけですけど、精神的なものをどういうふうに判断するのか、それをどういうふうに裁いていくのか、というところが本当にすごく難しかったなと思います。皆さんの御意見等と折り合わせながら、本当に最後まで正当な裁判になったかなど。そういうところで一役買えたというところが、私としては、すごくいい経験をさせていただいたし、いい場が作れたなと思いました。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。では、次の事件ですが、2番から5番までの方が参加された事件で、これは、保険金殺人事件になります。これは、検察官が起訴してきた事件は多数ありまして、裁判員裁判対象事件以外の事件については、区分審理という方法で、裁判官のみで事実の有罪、無罪を判定し、今回参加されている裁判員の方には保険金殺人を2件と、その一人の被害者に対する詐欺の事件を判断していただいたということになります。争点は、共謀、すなわち被告人が他の共犯者と一緒になって犯罪を犯したと言えるのかどうかというところが争点になっていて、被告人は、全くやっていないということで無罪を主張していたケースになります。この事件の

場合、殺人事件は2件あったので、殺人事件ごとに二つに分けて、それぞれの事件ごとに事件発生の日時、場所やメールやLINEなどの履歴、それから保険金殺人が問題になっていましたので、保険に関する書類や渡航履歴などの証拠を調べたりした上で、共犯者、関係者を多数、証人尋問で取り調べて、被告人の話も聞いて判断したということになります。裁判の期日が大体1か月ぐらい、審理としては19日間、更に、その後に評議、話し合いを2週間行って、判決までいったということです。ですから、かなり難しい事件を担当していただいて、しかし最後は判決までやり遂げたという事件になると思います。この事件を担当された御感想を、2番から5番までの方にお一人ずつお聞かせいただければと思います。

(2番)

まさか私という気持ちで選任された当初でしたが、裁判長や裁判官や事務室の皆さんのセッティングのうまさに、厳しい日程にもかかわらず、資料作成までいただき、お弁当の手配や食事会まで、また雰囲気作りとひまわりの生け花など細かいフォローまであり、他の裁判員の方々と一体して私なりに責任を果たしたと感謝しております。今まで裁判所の仕事は、遠くて高いところで仕事をしていると思っていましたが、当事者の方、家族、関係者、検察官、弁護士や警備の方などこのような大きなうねりの中で社会正義を実行していると感じました。

(4番)

僕も初めての経験で、すごく最初は戸惑ったところもいっぱいあったんですけど、長い期間を初めての方々と一緒に過ごす時間というのは最近あまりなかったので、そういう面でも、いろんな、また年代も違う人たちの話を聞くことができたりとか、自分の意見を活発に出しやすいような環境を裁判長、裁判官の方々に作っていただいて、周りのフォローがあって、すごくいい時間を過ごせたなという感じで、経験の面で、すごくいい経験をさせてもらいました。

(5番)

司法のことは全然分からなかったんですけど、裁判員に選ばれて大変勉強になり

ました。いろいろなことを教わり、また皆さんにいろいろ御迷惑を掛けたこともあるんですけど、皆さんにフォローしていただいて、本当に大変勉強になりました。

(司会者)

ありがとうございました。では、次は6番の方に担当していただいた事件です。これは、昨年11月頃の事件だったのですが、傷害致死被告事件というのを担当していただきまして、事案の概要としては、被告人がもう一人の共犯者と一緒になって知り合いの被害者の顔面や体を手や金属製パイプで殴ったり、頭を踏み付けるなどして傷害を負わせて死亡させたと、こういう事件です。争点は、被告人と共犯者との共謀というところで、つまり、検察官は、被告人と共犯者は被害者に対する暴行を一緒になって行う意思を通じていたと主張したのに対して、被告人と弁護人は、現場にいて確かに暴力は加えたけれども、共犯者と意思を連絡してやったわけではないという主張があったわけです。実際の裁判では、被害者の死因だとか、被告人や被害者の体格に関する捜査報告書や現場の状況の写真、あるいは証拠物として金属製パイプなどを調べた上で、証人尋問として、共犯者とされる人や現場にいた人、それから被害者の遺体を解剖した解剖医の話も聞いて、被告人の話も聞いています。この裁判も、法廷での手続が3日間、その後は評議をし、判決をし、全部で6日間ということで、それなりの期間をかけて難しい事件を担当して、最後まで仕事をしていただいたということになりますけれども、この事件に参加された6番の方の御感想をいただければと思います。

(6番)

私は、補充裁判員ということで、判決には関与しなかったんですけども、その流れを見せていただいて、また自分なりの意見を言わせていただいて、まさか自分がそういうことを、意見を言う立場になるということは日常生活の上では全く考えたことがなかったものですから、どんなふうを考えていったらいいんだろうというところで最初非常に戸惑っていたところはあるんですけども、裁判官の方だったりとか、いろんな方がそういうお話をしていただく中で、自分なりの意見も言えて、それ

なりに役割が果たせたかなというふうに思っております。非常にいい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

(司会者)

どうもありがとうございました。それでは次に、8番と9番の方に御参加いただいた事件は、今年の3月の事件になります。これは、強盗致傷被告事件でして、これは、被告人が他の共犯者らと一緒にになって、被害者を車に乗せて、その中で殴ったり、いろんな暴行を加えてお金を取ろうとしたけれども、取れなかったと。その際にけがを負わせたと、こういう事件になります。被告人が事件に関与したことは争いがなかったんですけれども、その関与の度合いが問題となっていて、法律の概念では共同正犯ということで、被告人が、事件を自分たちの犯罪として他の共犯者と一緒にやったという検察官の主張に対して、弁護人は、幫助犯ということで、被告人は他人の犯罪を手伝ったに過ぎないんだと、こういう主張をしたということになります。法廷で調べた証拠の中には、現場や自動車の走行経路、それから被害者が犯行を再現した写真や凶器や道具の準備状況、あと、メールなどのやり取りについても調べた上で、共犯者や行動を共にしていた関係者の話を聞いて、被告人からも話を聞くという証拠調べを行いました。法廷の手続を4日間しまして、その後評議、判決を加えて、全部で8日間仕事をしていただいたということで、これもまたなかなか時間の掛かった裁判の類いで、大変な事件を担当していただいて、判決までやり遂げられた事件ですけれども、全体的な感想をいただきたいと思います。

(8番)

まず最初に、裁判員に自分が当たってしまう、なってしまうということを今まで全然考えていなかったもので、裁判員になってびっくりしたというのが最初です。この裁判に関しては、証人の方とか被告人の方とかの意見というか、言っていることが違ったので、何が本当なのかということをしごく考えさせられて、皆さんの意見を聞きながら自分の意見も言うことができ、そこはしごく良かったなと思っています。決して楽しい経験ではなかったんですけれども、大変いい経験をさせていた

だいたと思います。

(9番)

皆さんと意見というか、考え方は同じなんですけど、まさか自分が当たるとは思わないのに、こうやって当たって、実際に参加したわけですけども、ちょっと言葉は悪いんですけど、興味半分、人生勉強半分ということで、裁判所、裁判員制度ってどうなるかということを経験したくて、行ってみようかという、そんな簡単な気持ちで参加したわけですけども。今回の事件は、共犯者、関係者の人数が多くて、最初はちょっと内容が分からなくて戸惑ったんですけども、毎回毎回参加を重ねることで復習し、内容を確認しながら進めてきたということで、だんだん内容が分かるようになりました。また、裁判長さんや裁判官さんは、ざっくばらんな方で、ちょっと緊張していたんですけども、リラックスできて意見が言えたことがとても良かったと思っています。また、裁判員が終わってからも、裁判員制度というものにちょっと興味を持ちまして、終了してからも新聞やニュースに裁判員制度でやりましたみたいなことが出ると、ああ、あんな感じでやったのかなってことを日々思うようになって、とても良かったと思います。また、メンバーもすごく楽しいメンバーで、緊張がほぐれてリラックスできたということが良かったと思います。

(司会者)

○ 裁判員を経験してよかったこと

どうもありがとうございます。全般的に前向きというか、肯定的な意見が出て、ほっとしておるところであります。それで、よく新聞記者の方とかから、裁判員を経験した方は、いい経験でしたと言う人が非常に多いと聞いているんですけども、要するに何が良かったという意見が多いんですかということ聞かれることが多くて、今、いろいろと幾つか出ましたけれども、何が良かったか、あるいは良くないことがあったかどうか、ちょっとお聞きしてもいいでしょうか。

(1番)

適切な答えかどうか分からないんですけど、まず、今まで法廷というのはテレビ

でしか見たことがありませんでした。その中に自分が身を置いていたときのその感覚というのは、二度とこういう経験はできないなというところだと思います。あとは、やはり自分がそういう審理をするというところで、自分としてどの程度のことができるのかなと思いつながりながらやっていった中で、最後にこういう結論が出たという、その過程を経験する中で、裁判員裁判では、やはり本当にこういう内容で、こういうことをやっているんだなということが本当に身をもって分かったというところが本当に良かったところだと思います。

(2番)

私も、長い間裁判員裁判に関わらせていただきまして、職場と切替えをできなかったこともあったんですけど、皆さんのお力添えによりまして、またいろんなフォローをしていただきまして、自分なりに最後までやり遂げることができたことはいれしく思います。大変いい機会を頂きまして感謝しております。

(4番)

僕も、普通の人じゃ経験できないことができたというのがまず一つあって、あとは、いろんな人がいて、いろんな考え方がある人たちが集まって、そのフラットな状態から何か一つのことで話し合っ、突き詰めていくというようなことができたというのが、また、すごくいい経験だったなと思います。

(5番)

悪い言い方かもしれないんですけど、私としては、裁判所というあんまりいいイメージを持っていなかったんですけど、まさか自分が裁判員に選ばれるとは思わなくて、最初は、行っても大丈夫、選ばれないからなんて家族に言われたんですけど、たまたま選ばれて、それで2か月ちょっとやってきたんですけども、本当に司法のことは、さっきも言ったように全然分からなかった私がいろんな勉強させてもらって、本当に大変勉強になりました。良かったと思います。

(6番)

私的には、良かったというイメージがあまりないというか。ただ、その中で、裁判



官をはじめとして、裁判所の方々からお気遣いをいただいて、うまく導いていただいたところがありがたかったこと。それから、判決までたどり着けたということで、ほっとしたという部分があります。そういう経験をさせていただいた、強いて言えば、この裁判員に当たったということが良かったかなというふうな感じでしょうか。

(8番)

ちょっとミーハーな感じなんですけれど、まず、裁判所の中に入ることが普段はなかったので、裁判所の中に入って、中を見られて、中で働いている方も特別な方じゃなくて、普通の方が普通に仕事をされていて、裁判官の方も検察官とか弁護士の方もお話も分かりやすくて、何かすごく特別な場所じゃないんだなというのが分かったのが良かったなと思いました。

(9番)

何にしろ一番良かったのは、8日間休まず、具合も悪くならず、雪が降った日もありました、だけど、欠席せずに8日間来れたというのが自分としてはすごく良かったなと、ほっとしたところ。周りの方で裁判員制度で出た方が誰もいないので、この年代で経験できたということが、すごく良かったです。

(司会者)

#### ○ 改善すべき点

ありがとうございます。では、逆に、ちょっとこういうところはいまいちなので、改善したらいいんじゃないかな、改善の余地があるんじゃないかなというところがあれば、御感想や、率直な御意見を頂ければと思います。

(9番)

あんまり悪いイメージがなかったんです。参加させていただいた期間で、変なところがなかったですが、裁判の途中、ちょっと被告人の声が小さいときがあったんですね。聞きづらいときが。そのときに、何かちょっと大きな声出してもらおうとか、していただいたら分かりやすかったなと、そのくらいです。

(司会者)

ありがとうございます。ちょっとマイクの使い方もあったかもしれません。ありがとうございます。参考にさせていただきます。8番の方はいかがですか。

(8番)

そうですね、いまいちというところはそんなに特になく、話の内容も分かりやすかったですし、そうですね、お茶菓子なんかも用意していただいて、大変おいしくいただいて、良かったです。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

(6番)

その部分については、特に私にはないです。非常に良かったと思います。

(司会者)

5番の方はいかがですか。

(5番)

別に私もその点に関してはありません。

(司会者)

4番の方はいかがですか。

(4番)

私も特にはないです。

(司会者)

2番の方はいかがですか。

(2番)

私も特にありません。

(司会者)

1番の方、何かありますか。

(1番)

いや、私もありませんでした。

(司会者)

○ 参加する前の心境について

しかし、まあ、そうはいつでも、なかなか今、裁判员制度に参加する前の方は、できれば来たくないという方も実は多いんです。今日お越しいただいた方、皆さんの感想は、すごくいい経験になったということを書いていただいていますけれども、やっぱり最初は嫌だなと思ったけれども、実際に来てみたら良かったというところに切り替わったのは、何か、原因があるんでしょうか。それとも最初からやりたかったということでしょうか。皆さん、その辺りはどんな感じでしょうか。1番の方からお願いします。

(1番)

確かに経験のないことですから、どうなっていくのかなということだけは、確かに不安はありましたけども、実際にやっていくうちに、皆さんの雰囲気ですとか、裁判長をはじめ裁判官の皆さんの雰囲気作りですとか、そういうところで和んでいて、また、その皆さんと控え室の、先ほど言われたようにお菓子が用意されていたり、お茶やコーヒーが用意されていたりというところで、気分もリラックスさせていただいたというところなので、そういう嫌な感じはなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。最初はやっぱり経験がないので、どういう雰囲気か分からないし、ちょっと最初は、よく分からないから不安だっという感じでしょうか。

(1番)

そうです。

(司会者)

むしろ、裁判所の方から、やっているのがこんなことですよということが分かれば不安の軽減や解消になるという、そんなところにつながるんでしょうか。

(1番)

そうです。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。貴重な御意見だと思います。では、2番の方、今のお話ですけど、もしかしたら最初からやりたかったのかもしれませんが、ちょっともやもやしていたのが変わったというのがあれば教えていただきたいんですが。

(2番)

私も、最初に申し上げたんですけど、最初はまさか私がと思ったんですけど、参加させていただきまして、いろんな資料を見たり、あとは皆さんの雰囲気作り、それらを感じまして、私なりに一生懸命やりたいという気持ちが盛り上がりました。結果として、いい経験をさせていただいたということで、今もとても感謝しております。

(司会者)

2番の方は、選ばれる前は、できれば外れたほうがうれしいなという感じだったんでしょうか。それとも、せっかくだからやりたいなという気持ちだったんでしょうか。

(2番)

まず、私がというので、ネットで調べたりすると、2日か3日で終わるとか書いてあったんですが、私が呼ばれた事件番号で何日間っていうのは分からなかったんで、その辺の具体的な話が来て、日数を聞いて驚きました。事件番号だと何日間ということがちょっと分かりづらかったんで。意見ではないんですけど、それだけはびっくりしました。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方、最初不安だったけど、それが変わったとか、そういうことがあればお願いします。

(4番)

僕は、むしろ最初から、もう2回目ぐらいの通知が来たときから、選ばれたいなと思っていて、くじ引きのときも、もう選ばれろ、選ばれろって思っていたんで、むし

る、選ばれて、ああ、多分いい経験できるんだらうなって思っていたんで、そこは最初からもう嫌だなという気持ちは一つもなかったです。

(司会者)

ちなみに、選ばれたいと思っていた理由はありますか。何かこんなふうにニュースで見聞きしたからとか、あるいは何か原因とかあれば。

(4番)

原因というか、やっぱり選ばれないとできないという、誰でもがやろうと思ってできるものじゃないんで、それは。だんだん選ばれ、その選定がだんだんいくにつれていって、残ってきたときには、もうやっぱり経験したいなというふうに思いました。どういうことやるのかは分からなかったですけど、でも、その一つの事件について話し合うというのもやってみたかったですし、やる前に特に心配とかはなかったです。

(司会者)

4番の方のように、最初からできればやってみたいなという人をこれから増やしていくために、こんなことをしたらそういう人が増えるんじゃないかな、というようなことはありますか。

(4番)

そうですね、でもやっぱり、どういうことをするのかという守秘義務以外のところでオープンにできるところはオープンにしたほうが不安みたいなものが少なくなっていくでしょうし、事件だけの話をするっていうところでないような、他のところでも、いろんな人と話せるということもあったので、例えば、違うプラスアルファのところを言ってみてもいいんじゃないかなと思います。

(司会者)

選ばれたらどんなふうになるかということをもう少し伝える、あるいはプラスアルファで、他のいろんな世代のいろんな人と話することによってのプラスなんかを伝えるということ、もうちょっとやってみれば、そういう気持ちの人も増える

かもしれない、こういう御意見でよろしいですか。

(4番)

はい。

(司会者)

非常に貴重な御意見，ありがとうございます。では，5番の方，選ばれる前，できれば本当は嫌だったなと思った，あるいはやりたかったのか，それでその気持ちがどう変わったのか，どちらでしょう。

(5番)

裁判所から連絡をもらったときに，あれ，私，何か裁判所に呼び出されるようなことをしたかな，なんてちょっと心配になりまして，それで，開封したら，裁判員候補に選ばれましたということで。それで，裁判所に来まして，そうしたら当たりまして。そのときには，自分の勉強のために半分やりたい，これからずっと私やっていけるかしらということが半分ありましたけど，やってみて本当に良かったと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。最初は，やりたい気持ちも半分ぐらいあるけれども，半分ぐらいやっぱりやっていけるかなという不安もあったという，そんなところでしょうか。

(5番)

はい。

(司会者)

実際やっていけるかしらという不安があって，実際に裁判員をされて，その不安を打ち消した要因って何でしょうか。

(5番)

一緒にやった仲間たちや裁判官の優しい言葉とか，いろいろ気遣いを頂いて，それでやってこられたと思います。

(司会者)

やっぱりチームを組んだ仲間たち，皆さんの雰囲気良かった，いい雰囲気ですと，不安というのは解消できるということでしょうか。

(5番)

そうです。

(司会者)

非常に貴重な御意見をありがとうございます。では，6番の方，お願いします。

(6番)

やはり，最初に通知が来たときには，本当に自分は何かしたんだっけみたいな，やっぱりそういうことは思いました。ただ，開けるのがどきどきしたような気はします。頂いて，すぐに良かったとか悪かったとか，そんなふうなイメージは全然なく，ただ，ああ，そうか，こういう制度があったんだみたいな，それまで忘れていたというふうな感じです。それから，じゃあその裁判员ってどんなことをしていくんだろうというふうなこともネットでちょっと調べたりして，ああ，そうか，そうかということで，そういえば，昔そんな制度を聞いたことあるなみたいな，そんな感じです。そこから実際やってみて，なかなかやっぱり経験できることじゃ当然ないですし，たとえ会社を休んで来たとしても，十分，自分の人生の中で考えていくと何かすごく重みのある，転換点とは言わないですけど，一つの経験としてはすごくいい経験ができたような気がしますし，やっぱり一つの回答を導き出していく方向作りとか，そういうふうなことに對しても非常に参考になることがいっぱいあって，私としてはとてもいい経験をさせていただいたなと最終的には思っています。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方の場合は，通知が来たときにいろいろとネットで調べてみた。そうすると，こんなような制度だなというのが分かって，それなら行こうかなという感じになった，そんなこともありますか。

(6番)

はい。

(司会者)

そうすると、やっぱり、調べたら分かるようにしておくようなことも大事かもしれないですかね。あとは、実際に仕事をやっていくに当たって、今言っていたのとおり、一つのことをどういうふうに行っていくかというプロセスをきちんとやっていくという、中身をきちんと充実させると、それがやっぱり非常にいい経験につながるということになるというところでしょうか。ありがとうございます。では、8番の方、お願いします。

(8番)

私も通知が来たときに、まさか自分になるとは思わず、軽い気持ちで絶対当たらないという変な信念のもとで来て、当たってしまったときには、ああ、当たっちゃった、これからどうしようという思いだったんですけども、そもそも法律のことは分からない、専門用語とか難しいことを言われたらきっと理解ができない、それがすごく最初不安になったんですけども、お話の内容もすごく分かりやすく、一緒に裁判員をやった皆さんともフランクに話のできたので、そこから、あっ、私でも理解ができるんだなという。法律は難しくて何か遠いところのものという感じだったんですけども、それがちょっと身近になったというのが良かったのと、あと、お友達とちょっと話したときに、「裁判員って日当が出るんだよ。」という話をしたら、やっぱり皆さん知らなくて「へえ、出るの、日当。お昼御飯はどうするの。」とか、そういう話があったりしたので、何かそういうところももうちょっと分かりやすくなっていると、じゃやってみようかなって思う方もいらっしゃるんじゃないかなって思いました。

(司会者)

やはり、選ばれたときに、当たっちゃったという不安があったというところはあって、それもやっぱり実際に、もしかしたら法律用語、専門用語が出てきて、難しくってということがあるかもしれないなという不安があったということでしょうか。そ



うすると、実際は、法律用語は使わないようにして、法律用語を使わないでやっていますので、知識も要らないんですよということをちゃんと県民の皆さんに分かってもらえば、多分ちょっと不安が和らぐかもしれないということはあるってことでしょうか。あと、その日当とか、お昼をどうするかとか、そういう細かな情報も提供しておく不安を解消する要素になり得るんじゃないか、そういうことでよろしいですか。これも非常に有意義な御意見をありがとうございました。では、9番の方、お願いします。

(9番)

私は、「警察24時」とか、ああいうのがすごく好きなんです。番組でやっているといつも見るんですけども、裁判所で判決を下すということにすごく興味がありまして、当たったときに、ああ、当たったと思ったんですけども、家族にも人生勉強のために行ったほうがいいよなんてことを言われたんで、その気になって、是非当たるように、当たるようにとやって来ました。その日に、補充裁判員だったんですけども、補充裁判員でも番号に入って、ああ、良かったって、職場にも、8日間に行かせてくださいということももう許可を得ているんで、何が何でも当たりたいと、最初は分かんなくて思ったんですけども、いざ、1回、2回、3回と重ねるごとに自分の意見を言わなきゃならないと。私は、すごくこの意見を言うのが、人前で話すということがすごく苦手だったんで、嫌だなと思って、周りから、「裁判員制度って何をするの。」と聞かれたときに「いや、みんなで集まって意見を言うんだよ。」って言ったら、「えっ、そんなの嫌だ。」って、すごく悪いイメージを与えたんですよ。「えっ、そんなの私に当たったら、絶対行かない。」って言う方もいますけども、でも、最後までやってみて、裁判長や裁判官、あとメンバーがすごく和む雰囲気、ああ、こんな感じかみたいなの、緊張して言わなくていい、おしゃべりでいいんだというように何度も重なって、2回、3回と重なってきて、最後には、やって良かったなと思いました。

(司会者)

9番さんの場合は、当たりたかったということですね。興味があったというのは、さっきおっしゃった「警察24時」みたいな、事件が起きたときにどうなるかというのにもともと興味があってというところでしょうか。やっぱり、そういう方が興味を持って参加するという可能性が高いかもしれませんね。ありがとうございました。

○ 裁判の分かりやすさについて

それでは、分かりやすいという話がちょっと出ましたので、一旦、裁判の分かりやすさの話に飛びたいと思います。証拠調べの分かりやすさのところは、とどのつまりは、検察官と弁護士がどう分かりやすく調べるかというところに来てしまうので、ここの御感想をお聞きしたいと思います。検察官、弁護人は、法廷で最初に冒頭陳述といって、紙を配って冒頭陳述をやって、その後証拠調べ、書面を読み上げたり、証人尋問したり、被告人に質問したりとやって、最後に論告弁論といってまとめの紙を配って、検察官はこう思います、弁護人はこう思いますという主張をして、事件に必要な情報を法廷で出してくれるわけですが、その検察官や弁護人の訴訟活動がどうだったかというところをちょっとお聞きしたいと思います。今回は、直接担当されたお二人もおられて、その前で大変言いにくいとは思いますが、検察官と弁護人の活動について、何か御意見、御感想があればお願いします。

(9番)

そうですね、裁判中、検察官さん、弁護人さん、とても滑舌が良くてびっくりしました。あんなに滑舌よく話さないとだめなのかと。それは、もちろんそうなんですけれども、その滑舌の良さにびっくりしたの一言です。内容は、いろいろ証拠調べ、手を掛けていろいろ御苦労だなということは思いました。

(司会者)

滑舌の話が出ましたけれど、ちなみに、検察官と弁護人は、リハーサルなんかしてかまないようにしているのでしょうか。

(検察官)

甲府地検、検察庁では、裁判員裁判をやる前には、必ず1回は身内でリハーサルを

やっています。あとは、多分、職業的に滑舌よくしゃべるように意識は常にしているんでしょうね。リハーサルって大体上司が見ている、ここを直せ、あそこを直せって、たたかれて直したものを皆さんにお見せしているはずですよ。

(9番)

では、検察官や弁護士さんは、もぞもぞしている人はいないんですか。皆さん、はきはきしている方がほとんどですか。もじもじしているとか。

(検察官)

います、います。

(司会者)

弁護人は、リハーサルとかやるんですか。

(弁護士)

リハーサルは、事務所の事務員さんに聞いてもらってしています。事務員さんであれば、あまり法的な知識がすごくあるというわけじゃないので、事務員さんでも分かるかなというところで、あまり前知識をなく話をさせてもらって、今の分かりましたか、みたいな感じでやっています。滑舌は、私もそんなに良くはないので、すごく気を付けています、裁判員裁判のときは特に。

(司会者)

ありがとうございました。では、次、8番の方、検察官と弁護人の法廷での活動について御感想をいただければと思います。

(8番)

やっぱり私も同じように、すごく滑舌が良くて、話が聞きやすいというのはものすごく感じました。自分がなかなかすぐ理解できなくて、あまりに早くしゃべられると、ちょっと頭の方がついていけないところがあったので、話の内容が込み入ったようなところはゆっくりお話ししていただければありがたいかなって思いました。

(司会者)

なるほど。ありがとうございます。リハーサルのときに、もうここはゆっくりやれ

とか、そういうコメントはあるんですか。

(検察官)

どちらかというと、文章の方を直します。があっと一気に言われると分からないから、二つの文章に分けたほうがいいのか、そういう形の方が多かったです。

(弁護士)

私も一緒に担当した弁護士とかからいろんなアドバイスをもらって直すという感じですか。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、6番の方、いかがですか。

(6番)

出てくる証拠とか、そういうものに関しては多分徹底的にやられたものが出てきているんでしょから、そこに関しては特に何も無いとは思いますが、やっぱり担当される方の話し方であったりとか、やっぱりそういうところで、あっ、この人の話、何かすごく聞いていて分かりやすいな、この人の話が本当なんじゃないのかなとか、そういう誘導ではないんですけど、でもやっぱり自分の気持ちとして、話の聞きやすい話であったりとか、そういうところへ気持ちがいってしまうというふうな、そんな感じはやっぱりありました。

(司会者)

ありがとうございました。では、5番の方、お願いします。

(5番)

仕事でしょうけど、素人の私たちにもよく分かるように、あれだけのことをよく調べたなと思いました。裁判員裁判のときには、なるべく専門用語を使わないように、素人でも分かるような言葉にしているんですか。

(検察官)

まず、やはり、言葉遣いには気を付けています。あと、特に裁判所と、心神耗弱とか共謀とか、ああいう言葉については、共通の、こういう説明をしましょうねってす

り合わせをして、何だろう、何言ったんだろうって間に話が進んでしまうと話が頭に入ってこないのです、そうならないように気を付けています。

(5番)

分かりました。

(司会者)

弁護士会ではいかがでしょうか。

(弁護士)

弁護士会でも、勉強会とかでも、やっぱり専門用語は使わないようにしましょうとか、そういうふうにやっています。

(5番)

いろいろお気遣いしていただきありがとうございます。

(司会者)

法律用語を使わないということは、法曹三者ではもう共通認識があるんですね。だから、さっき検察官が言ったように、責任能力とか、共謀だとか幫助犯だとかの難しい話のときには、そのまま法律用語を使っても分からないので、それじゃこの事件ではこんなふうに言い換えてやりましょうというのを事前に裁判官と検察官と弁護士さんで調整をしてやっているんですね。

(5番)

よく分かりました。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、お願いします。

(4番)

1年以上も前のことで、あんまり覚えていないんですけども、確かに難しい言葉もなく聞くことができたので、その点についてはすごく分かりやすかったし、逆に、被告人とか証人に対しての質問とかも、すごく分かりやすいような形で、僕たちでも分かるような感じだったんで、そこら辺はすごくちゃんとしているんだなという

ふうな印象でした。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、お願いします。

(2番)

私、それぞれの仕事を担当されていて、その中で大きなぶつかり合いとか、それがとてもよく調べていただいたり、それからいろんなことを時間を掛けて臨んでいるなということに感心、感動いたしました。

(司会者)

ありがとうございます。1番の方、お願いします。

(1番)

検察官の、ちょうどお二方のときだったと思いますけど、先ほど来から皆さん、検察官は滑舌がいいって、確かに、それもすごく印象にありました。たまたま私たちのメンバーの雑談の中で、やっぱり検察官、弁護士さんの話し方だとか態度だとかってすごく大事だよねと。やっぱり、もちろん証拠ですとか、そういう弁護する証拠ですとかというのは、全て出してくるんですけど、やっぱりその話し方ですとか態度ですとかというところに、ちょっと僕のときは違和感をちょっと感じたことがあって、やっぱりグループの中でも、こうだったよねという、やっぱりその話はいろいろ出たことは確かでした。

(司会者)

私の方で補足させていただくと、検察官は、お仕事上、立場上、時々ややきつくなるときがあるという印象を持つ場合があり得ると思います。あと、弁護士さんは、被告人の主張に沿った弁護活動をすることになるので、それがもしなかなか通らない主張だったとすると、ちょっとあれは何だったのみたいな話もあり得て、これは、双方の職業柄、ある程度仕方がないところであるとは思うんですね。そういう説明は裁判官もしているんですが、印象としてはそういう印象を持たれるときも、もしかしたらあるかもしれないということだと思います。今、ちょっと証拠調べの話が出

ましたけれども、証拠は、割とまとめた証拠で、出てくる現場の見取り図とか写真なんかは分かりやすいということで、大体皆さん一致していると思うんです。結構評価が分かれるのが、証人尋問だとか被告人質問が上手か、そうでないかと。そういう評価がちょっと分かれるときがあって、ちなみに、前のことなのであまり覚えていないかもしれませんが、証人尋問とか、要するに人が来て証言台に座って、質問するときの分かりやすさですけど、これがどうだったかというのをちょっとお聞きしたいと思います。1番の方、いかがでしょうか。

(1番)

それは、すごく分かりやすく、大体それで何となく頭の中にイメージがついたなという印象はありました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方はいかがでしょうか。

(2番)

私も話を聞いて感じることもありまして、とてもお話は十分よく聞けたと思います。

(司会者)

証人の方も被告人の質問もということですね。

(2番)

そうです。

(司会者)

4番の方、お願いします。

(4番)

これも先ほど言ったように、やっぱり、質問は全然聞きやすかったし、僕たちに分かるような形で質問しているんだなというのも分かりましたし、違和感は全然なかったです。

(司会者)

たくさん証人尋問をやったんですけど、混乱はしなかったですか。

(4番)

その都度、終わった後に話合いがあったので、特に分からないことがあったら、その都度持ち帰って聞けば大体分かるというのがあったんですけども、そのときに1回聞いて、そこで全部理解するのはなかなか難しいところはあったんですけども、その後の話合いとかで、その日に分からないことが残らないような形だったんで、質問とかは、ただ僕が追い付けていないというような感じだっただけで、全然、分かりやすかったと思います。

(司会者)

5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

証人尋問も全部分かりやすく、良かったですと思います。

(司会者)

証人が、一体どの場面の、何の話をしているのかというのが一瞬分からなくなってしまうとか、そういうことは大丈夫でしたか。

(5番)

そういうことがあったときもありましたけれど、後で皆さんと話合いをして、分かるようになりました。

(司会者)

6番の方はいかがでしょうか。

(6番)

それぞれ、導きたい方向がやっぱり違うので、そういう部分に関して、こちらに訴えてくるのが果たして100パーセント理解できたのかなという、結構そこはちょっと疑問があるかなとは思いますが、それを部屋に帰って、裁判官から、こういうことだったんですよねというふうな、そういう内容の確認があったりして、それだったら僕はこういうふう考えられるな、というのだったりとか、そういうフ



フォローがあったので非常に助かった部分があります。

(司会者)

法廷の中だけで全部理解しようとした場合に、検察官と弁護士がこんなことを工夫してくれたら、法廷の中で全部理解できるのにというのはありますか。例えば、尋問するとき、ではこれから、この後はこれについて聞きますねみたいな前振りがあって聞いたほうが分かりやすいとか、あるいは重要なところはもう1回繰り返してもらおうとか。そんなのは、何かありますか。

(6番)

私たちに全てを理解させて進めるということ自体が、非常に難しいんじゃないかなど。裁判員自身も、当然その話に割と精通している方とか、していない方とか、いろんな方がやっぱりいるとは思うんで、そこは難しいので、今の方法でいいんじゃないかなという気がします。

(司会者)

ありがとうございます。8番の方は、実際の証人尋問と被告人質問が分かりやすかったかどうか、いかがでしょうか。

(8番)

そうですね、難しいお話も分かりやすく説明していただいたので、すぐには理解できなくても、後でみんなで話し合うときとか、そういうときに徐々に理解していたので、話の内容は分かりやすかったんだと思います。

(司会者)

最初から全部が全部分かっているわけじゃないけど、法廷が進んでいって、合間、合間にみんなで話をして、さっきの話はこうだったよねみたいな確認をしつつ、また法廷が進んでいって、最後の書面が出てきたりすると、その頃には一応インプットされていると、そんなような感じでしょうか。

(8番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。9番の方、お願いします。

(9番)

検察官のペースがちょっと速いときがあったんです。声は、滑舌が良くて、よく分かったんですけども、私にはちょっと速くて、どんどん話が進んじゃって分からないときもありましたけど、帰ってきて復習して、ああ、あのときはこうだったのかとか、そういうことを思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、検察官、弁護人は、証人尋問で留意されていることはありますか。裁判員の方々が理解しているかどうかというのは、一応把握しながらやっているという形なんでしょうか。尋問に集中しているから、なかなか難しいのかなという気もするんですが。気を付けているところは何かありますか。

(検察官)

目の端で裁判員の方々のリアクションは気にするようにはしているつもりです。時々、やっぱり相手も生きた人間なので、質問がヒートアップして行って、速くなっちゃうということはあるかもしれませんが。基本的には、自分が聞きたいことを聞くんじゃなくて、第三者が聞いたときに意図が伝わるように、そういった視点の質問もしているつもりではやっています。

(司会者)

ありがとうございます。弁護士の側からはどうですか。

(弁護士)

そうですね、弁護士会の勉強会とかでも、やっぱり裁判員の方に分かりやすいように被告人質問をするというのでもあるんですけど、被告人の特性とかも結構あって、全く通用しないときもあるし、ケース・バイ・ケースなのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。裁判官は、何かありますか。証拠調べを見ていて、こう

いうときは分かりにくくなってしまうとか。

(裁判官)

そうですね、評議の場面とかで議論していると、結構裁判員の方々には、皆さんよく証人の話の内容とかを理解されているなという印象ではあります。証人の数が多くなってきたりとか、専門的な話が出てきたときには、多少分かりにくい部分は出てきてしまうかもしれないんですけど、それも、証拠調べが終わった後に、みんなですべて、この点どうだったっけということをやっぱり確認しながらやっているのだから、大分、というか、結構理解された上での評議にはなっているかなと。今日の皆さんの感想が、そのまま当てはまっているような印象を私も受けています。

(司会者)

法律家の中では、分かりやすい法廷での活動をしていこうという努力をしているわけですが、最初に何人かの方が言うておられましたけれど、実際に裁判に出て難しいことを聞かされるんじゃないかというイメージとは違い、それなりに分かりやすくできているところはあって、裁判が進むにつれてそれなりにインプットされているとお聞きしてよろしいですか。そうすると、やっぱり当初、法廷での分かりやすさというのを追求していったら、分かりやすいことをやりますよということをお知らせすることで、不安の除去につながるということになると思いますので、我々としては更なる分かりやすさを追求していきたいと思っています。どうもありがとうございました。

○ 評議について

それで、次は評議の話をしたと思いますが、議論が十分にできたのかという話をしたいと思います。判決を出すということは、議論の結論が出ているわけですが、それまでのプロセスとして十分議論ができたかといった辺りのところですが、中身の話は守秘義務に係るところがあるので、ちょっと難しいかもしれませんが、事件について議論しなきゃいけないところが十分議論できたというふうな感想として持たれているかどうかを確認したいと思います。では、9番の

方，どうでしたか。

(9番)

日程の中で，後半の方が結構議論する日が2日間ありましたが，朝から夕方まで結構いろんなことが議論に出て，それは良かったと思います。自分の意見が言えなかったところでは，私は補充裁判員だったんですけども，皆さんと同じように言いたいことはいろいろ話もできましたし，満足したと思います。

(司会者)

十分な議論ができたというふうに思える条件って何かありますか。あるいは，こういうふうにすれば十分な議論ができると思います，というような。実際にできたという話でしたけれど，どういう点からして，できたという感じでしょうか。

(9番)

十分な議論ですか。事細かに裁判長がホワイトボードに書いてくれたり，分かりやすく，それが理解できて，そうですね，細かくいろんなことを話合いができたということが分かりやすかったかな。

(司会者)

朝から夕方までびっちり議論する日が何日かあって，その内容を，例えば，他の人がそっちを議論していると全然分からない，とかじゃなくて，一応理解できているというところでの議論から進んでいったというところがあったので，十分議論できたと，こういう整理でいいですか。

(9番)

はい。

(司会者)

そうすると，やっぱり我々裁判官としては，皆さんがきちんとその事件の，議論しなきゃいけない点が理解できているのかなというのをきちんと確認しながら進めていくのが大事になりますかね。

(9番)

難しい専門用語なんかも細かく説明してくれて、ああ、そういうことかとか、そういうことをしたほうが分かりやすくなります。

(司会者)

ありがとうございます。その辺も留意してやっていきたいと思います。それでは、8番の方、いかがでしょうか。

(8番)

私も、議論の時間をたくさんとっていただいたので、十分な議論ができたと思います。皆さんの意見も出尽くしたような感じだったので、十分じゃないかなと思いました。自分の意見を十分に言えたかは、自分の中で、自分の言いたいことを整理するというのは、ちょっとなかなか難しく、そこに時間が掛かってはしまったんですけども、でも自分の意見は十分に言えたと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。参考にさせていただきます。では、6番の方、お願いします。

(6番)

議論に関しては、十分と言えるかどうか非常に難しいところがあるとは思いますが、ただ、論点自体の解釈をしていただいて、その中では自分の考えがある程度発言ができて、皆さんの意見もまとまるような形がとれて、その意味では、十分な議論になっていたのではないかなというふうには思っています。

(司会者)

確かに、今、6番の方がおっしゃられたとおり、十分な議論というのはなかなか難しいかもしれないですね。裁判員裁判でやっていただく事件って、何か方程式があって、当てはめて答えが出るというわけではないので、解答をつけるというものじゃないところを議論して結論を出さなきゃいけないところがありますので、そうすると、では、それが本当に正しかったかどうかという答えを検証できない部分もあったりするところのものを議論していただくことになるのかな。ふわふわしている

ところがあるというところだと思うんです。これを議論していただくというのはなかなか難しいことで、その中でも今言っていたとおおり、やっぱり自分の中でも意見は言わなきゃいけないし、他の人も意見を出していかなきゃいけないというところでしょうか。ありがとうございました。では、5番の方、お願いします。

(5番)

後半は、朝からずっとみんなと議論してきて、大変いい議論になったと思います。私はこう思うんだけど、あの人はああいう意見もあったんだなって、大変いろいろな意見が出て、良かったと思います。

(司会者)

何か意見を出しやすくするために、こんなふうにしたらいとか何かありますか。

(5番)

お菓子を出していただいて、それで、雰囲気をよくしていただいたということもあると思います。ちょっと疲れたななんて思うとお菓子があったり、それで飲み物があるから、自由に飲んでくださいとか、そういう雰囲気も良かったと思います。

(司会者)

意見が出しやすい雰囲気とともに、集中力が切れないような雰囲気作りも大事ということでしょうか。

(5番)

そうですね、はい。

(司会者)

ありがとうございました。非常に参考になります。では、4番の方、お願いします。

(4番)

時間的なところでは、多分、余裕を持って日程を組んでいただいたと思うので、十分な時間があったと思います。ただ、話合いのところでは、やっぱりみんないろんな考えがあるので、全員が全員同じ意見になるかということ、やっぱり違うところがあると思うんですけども、裁判長がその一つ一つの区切りで、みんなに、分からないと

ころはありますかというところを聞いたところで、その都度、自分からは発言できなくても質問されてくるような状況を作れたというのも、一つ、そのもやもやをなくすというところであったと思うので、僕は、結構そこで質問できたというところがあるんで、十分な議論かどうかは分からないんですけども、僕は、もやもやはその都度なくすことができました。

(司会者)

進行する中での議論の中で、ちょっと引っ掛かっているところかどうか、きちんと拾いながらやっていくということもやっぱり大事だということでしょうか。ありがとうございます。大変参考になります。2番の方、お願いします。

(2番)

私は、聞き漏れたところがあっても、次にデータ、紙ですぐに頂いたり、分からないところはありますかと説明をしていただいたり、また、順番に質問等を振っていただきまして、心構えができてとても参考になったり、また自分なりの意見も述べさせていただきました。

(司会者)

ありがとうございました。では、1番の方、お願いします。

(1番)

いろんな判例とか資料とかをその都度説明していただきながら、それについて議論をしたので、すごく議論はしやすかったと思うし、自分なりの意見はかなり多く述べさせていただいたことは確かでした。ただ、それよりももう一つ、すごく、ああ、こういうことなんだなというのは、例えば裁判長、裁判官の皆さんが、やはり僕たちとある程度同じ目線に立って、僕たちと同じように意見を述べていて、やっぱりそのことに対してみんなで討議していくんだというところ。僕は、最初は裁判員の皆さんで討議するだけなのかなという気持ちがあったんですけども、同じように裁判長、裁判官の皆さんが意見を述べているというところで、すごくそこが意見を述べやすくなった原因だったような気がします。

(司会者)

どうもありがとうございます。これも、法律的には、裁判員の皆さんと、裁判官もやっぱり意見を言わなきゃいけないということになっているんですね。だけど、裁判官があんまり意見を言い過ぎると裁判員の方々が言いにくくなっちゃいけないというのもすごくあって、その兼合いが非常に難しいところがあってですね、いろんな雰囲気と、あとどういう順番で言ってもらおうかというところが、できるだけ気を配ったりとかしていききたいとは思っているんですけど、なかなかこれは難しいところもあるんです。裁判官、どうですか。

(裁判官)

裁判官の立場からすると、この評議がすごく、一番刺激を受ける場面で、本当にいろんなバックグラウンドがある方から意見を言っていていただくと、私の中でも考えがちょっと変わったりとか、意見がまとまったりということで、すごく参考になる、すごくいい場だなというふうに思っています。裁判員の方々もすごくリラックスしたというか、自然体の意見を述べていただけるので、すごくいい意見交換というか、議論ができているというふうな感じを持っています。先ほど司会者から、裁判官が先に発言しちゃうと影響があっちゃいけないなんて話もありましたけれども、裁判官が発言して、反対の意見を持っている方は結構反対ですというふうにはっきり言ってくれたりするので、そういう意味では何かとても評議ってすばらしいなというふうに私は感じています。

(司会者)

どうぞ、お願いします。9番の方。

(9番)

ほとんどの方が、人前で意見を言うってすごく苦手な方が多いと思います。自信を持って私は好きだという方もいるかもしれませんが、女性の場合は、ほとんど人前で話をしたり意見を言うことがすごく苦手なんで、この間の評議の最中でも、裁判長や裁判官が「いいですよ、意見、何でも言ってください。間違いはありません



ん。」って、そんな感じの雰囲気、あなたの言ったことは間違いということはないですから、何でもいいですから、意見をどんどん出してくださいみたいなことになれば、私も女性としては意見が出しやすいかななんて、ちょっと思ったことがあります。

(司会者)

どうしても人前で自分の意見を言うことに慣れていない人というのがいるというのは、やっぱりそのとおりだと思います。雰囲気を作るところがやっぱり大事というところでしょうか。ありがとうございます。雰囲気作りについて、何かアドバイスはありますか。もっとこういうふうにした方が意見が言えるんだけど、とか、御経験されたような感じでいいでしょうか。昼の時間帯で仕事をしているわけなので、その中で、もちろんリラックスするなり、緊張を解いた中での意見表明になりますので、その仕事をしているという中の意見の出し方としても、何かありますか。当てるほうが好きとか、手を挙げるほうが好きとかって、私は、ミクスチュアでやるほうがいいかなと思っているんです。なぜかという、手を挙げる方式だけでやると、手を挙げている人の意見だけが強くなっちゃうといけないなというのがあって、やっぱり裁判員6人、補充裁判員もいらっしやって、チームでやるということはなかなか手を挙げにくい人の意見も拾いたいなと思っているので、当てたりしてやっているんですけど、当てられるときも緊張すると思いますが、9番の方はいかがですか。

(9番)

そうですね、でも、来る以上は、もう必ず意見を出さなきゃならないと覚悟を決めていますから、当てられたら、はっきり、たとえ間違った意見でも、人と違った意見でも、やっぱり自分が思ったことは発表したほうがいいんじゃないかなということ。それで、皆さんと裁判官と一緒にお昼と一緒に御飯を食べたりとか、そういう世間話なんかすることで、ちょっとリラックスするということもあるかもしれません。

(司会者)

○ 難しい事件をやり遂げるための配慮・工夫

何か、補足でありますか。評議の点はいいですか。そうやって評議をして、最後に判決までたどり着いたわけです。今日来ておられる皆さんの事件は、法廷での証拠を全て見て、全ての論点を議論して、皆さんに自由に意見を言っていただいて、判決まで行ったということですが、なかなか大変だったと思いますけど、今回の事件、今回争われた事件ですが、それを実際にどうやって乗り越えていったのか、あるいはこういうこともあったんだが、乗り越えられたんだというのはいかがでしょうか。切り口としては、恐らく難しさの幾つかは、さっきの皆さんの話をお聞きすると、一つはやっぱり難しいことなんじゃないかという難しさの話と、あと、日常生活の折合いとの難しさというのがあると思うんです。裁判に参加することの難しさと日常生活との折合いとの難しさを、実際にこんなことがあったから乗り越えられたんだよということを御紹介いただければ大変心強く思います。1番の方から、お願いします。

(1番)

まず、私の場合は、選ばれる日を入れてから6日でしたよね。そんな日程でしたけれど、やはり、その間の職場というのはすごく心配になって、でも、そういう面では、職場がやはり理解を示してくれて、やっぱり出てこられたということもあります。本来そこが一番難しいのかなと、仕事を休むということが難しいのかなというところが、やはり職場の理解というところで良かったというところと、あとは、やはり確かにそういう難しい事件等々ですが、ただ、その討論する場ですとか、控え室ですとか、やっぱりすごくイメージとすごくリラックスできる場を提供してくれていたのも、そういうところで意見も出しやすかったり、自分の思っていることを言えたりというところで、自分の役目ってこれで果たしていけるんだなというところで、やっぱり自分に対する安心感だとか、そういうものは持てたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、お願いします。

(2番)

私も、先ほどお話しいただきました職場の理解がありまして、参加させていただきました。そして、またいろいろと議論が進む中で、裁判長が、家に帰ったら頭を切り替えて、全部忘れて、また明日出て来てくださいというふうに言われたんで、その言葉がとてもありがたく思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

(4番)

私もそうですね、仕事がやっぱり。長い期間だったんで、職場の理解を得ることが前段階で準備とかあって、なかなか時間が掛かるところがあったんで、そこはなかなか、少し苦勞したなというところがあって。その他には、裁判員になって、裁判の日程の中でも、その日の中で裁判が終わったら引きずるということもなかったですし、その都度分からないことは全部質問して解決できていったので、そうですね、特に難しいって思うところはなかったです。仕事の兼合いぐらいですか。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

(5番)

私は、皆さんと違って主婦ですので、家にいたから、家族の理解もあって乗り越えられたと思います。それで、1日が終わりますと、裁判官が、事件のことはもう忘れて、頭を切り替えて、また明日新たに出て来てくださいねって言われたことがとっても良かったと思います。それで、朝来ると、昨夜は寝られましたかって必ず聞いてくださって、その言葉に励まされて、それで2か月ちょっと頑張っただけだと思えます。

(司会者)

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

(6番)

一番乗り越えなければいけないところが、やっぱり仕事との兼合いですか、そういう部分が一番ですね。どなたも難しいのではないかなと思いますが、私の場合は農業なんで、これが忙しいときに、例えば私は桃を作っているんですけど、桃の出荷時期に当たったらとてもじゃないけど、出て来られない。やっぱりそういうのに掛かっています。その辺りの環境作り、そういうことがもっともっと進むといいのかなと、皆さん出やすいのかなという、そういうことです。そこの自分の生活との折合い、そこがやっぱり乗り越える部分として一番大きいんじゃないですか。来てしまえば、乗り越えることってそんなに大きくはないんで。

(司会者)

やっぱり日常生活、仕事との兼合い、折合いをつけるところが大変で、実際に裁判所に来てみて、参加してみると、それはそんなに心配するようなことはないというところでしょうか。ありがとうございます。では8番の方、お願いします。

(8番)

そうですね、私もやっぱり期間限定で仕事をしているので、そういうときに当たってしまったら、すごく難しいかなと思ったんですけども、そういうこともなかったんで、仕事の兼合いで難しいということもなくて、同じように裁判員になった方が話しやすい雰囲気で自分の意見を言いやすかったんで、特に何か乗り越えなきゃならない難しいところがなくて、家族も協力的だったんで、いつもは「お疲れさま。今日も御苦労さま。」って、普段言ってもらったことがないような言葉を久々に言ってもらえたので、そこはすごく良かったです。

(司会者)

御家族のサポートもあってということですか。あと、裁判の中ではやっぱり雰囲気が良かったので、そこは乗り越えていけたんだろうと、そういうところでしょうか。ありがとうございます。9番の方、お願いします。

(9番)

皆さんが言ったことと本当に同じなんです。職場の理解があって、8日間来られ

たということで、職場にはありがたいなって感謝しています。乗り越えたというのは、私たちこの素人の裁判員制度で、判決は決まるけど、私たちで大丈夫なのかな、みたいなことを心配したんですけれども、皆さんの意見と、その8日間来たということで、無事解決できたということで、ああ、こういうものなんだということが分かって、乗り越えた難しさというのは、別になかったです。家に帰ったらもう忘れて、普通の生活に戻りました。

(司会者)

○ これから裁判員裁判に参加される方々へのメッセージ

ありがとうございます。それでは、最後に法曹三者からの質問の時間などを設けたいと思うので、一番最後の問いになりますけれども、これから裁判員裁判に参加する方々へのメッセージということで、山梨県民の方には、これからも甲府地裁にお越しただいて裁判員裁判に参加していただくということになります。さっきちょっと雑談した限りでは、皆さんの周りには実際にその後裁判員になって、裁判員の選任に行かなきゃいけないんだよという方はいらっしゃらないようですけども、この制度が続く限り、いつかそういう方が周りにもいるかもしれませんし、今、仮にそういった裁判員裁判で今度行かなくちゃいけないんだよという方にももしも何か伝えることがあるとしたら、どういうメッセージをお伝えされるかというところをちょっとお聞きしたいと思います。9番の方から順にお願いします。

(9番)

そうですね、周りで裁判員制度に今度行くんだよという方がいたら、人生勉強のために行ってこいと言います。また、行ったら、自分の意見を恥ずかしがらずにどんどん言ったほうがいいよということは言うつもりです。裁判官も裁判長もみんないい人だから、緊張することはないよ、私はこうでしたよという、経験の話をしたいと思います。

(8番)

そうですね、なかなかできる経験ではないので、裁判員になったら、せっかくなの

で、やっていただきたいと思うのと、あと、特別なことをするわけではなく、自分の考えをうまく言えなくても周りの方がフォローしてくれるし、この、チャンスって言ったらかわいいですけども、せつかなので、一度やってみるのも悪い経験ではないんじゃないかなって思います。

(6番)

あまり大きな声では言えないんですけど、でもやっぱり国民の義務というか、そういう部分ではあると思うし、そういう機会をもらったのであれば、やはり司法という部分も自分で考えてみるということもやっぱり必要なんじゃないかなという気はしますので、そういうことを学ぶというか、そういう機会としては非常にいい機会を与えていただいているんだろうなというふうには思うところがありますので、是非、どんどんと言ったらあれですけど、参加をしていただいて、やっぱり日本の国ってこれからどうなっていくのかな、どんな考え方で進んでいくのかなみたいなことを含めていろいろと考えていただけるといいな、なんていうことを思います。

(5番)

もし裁判員に選ばれたら、極力やってくださいって言いたいです。自分の勉強のためにもやってほしいです。

(4番)

僕も、裁判員というのは国の政策というところで行っているところがあると思うので、基本的には参加するというスタンスで、仕事の兼合いがつくんだったら、どんな形にしろ絶対に経験にはなるでしょうし、自分の意見を求められて聞くという機会も、なかなかそういうことができないところで、いろいろできるような環境もあるので、先ほど言ったように法的な知識がなくても、普通に参加できるというような環境もあるんで、そうですね、一つのいい経験として、是非参加したほうがいいというふうに思います。

(2番)

私も裁判員に参加させていただきまして、誤解ではないんですけど、当たらない

やいいなということがあったんです。選ばれたら、とてもいい機会を与えていただきまして、もし次に当たる方がおられましたら、是非抽選に来ていただいて、当選していただいて、裁判員になってもらいたいと思いました。

(1 番)

お金を出してもできることではないので、選ばれたら是非率先して自分の経験としてやっぱり参加していただきたいですし、そこに行って、そんなに、すごく難しいことに直面するところではないので、リラックスして参加していただけたらいいなと思います。

(司会者)

皆さん、力強いお言葉をありがとうございます。まとめさせていただくと、とてもいい経験になるので、是非参加してほしいというメッセージがあって、実際やっぱり経験した立場からすると、決して特別なことをやるわけではなくて、決して難しいことをやんなきゃいけないわけではないので、いい経験になるから、仕事と折合いをつけて参加してほしいと、こういうメッセージが多かったと、こうまとめさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○ 質疑応答

それでは、話題事項で用意させていただいたところは以上としまして、あとは、今日出席していただいた検察官や弁護人から何か質問があればと思いますが、検察官、何かありますか。

(検察官)

例えば、皆さん、何か今日はお茶菓子の話と滑舌の話がやっぱりみんな気になっているんだなというのがありましたが、この中で、皆さんは、検察官ってどういうような人というイメージを持っていて、特にこの裁判員裁判という場、裁判という場で、どういうのが期待されているんだろうかというのをちょっと聞いてみたいなど。検察庁の中では、やっぱり検察官たるものやはり厳しくあるべきだというような意見があったり、あるいは、逆に裁判員に媚びたようにいつもと態度を変えるのはど

うなんだという意見もあったりして、別に具体的に聞きたいわけじゃないんですが、どんなようなところが検察官としてふさわしい、どういふのを皆さんがいいって思ふのかなというのを、もしお聞かせいただければ。

(司会者)

整理すると、実際に裁判員を経験されて、検察官の活動を見た上で、検察官というのはこういうふうにあつてほしいというイメージがあれば教えてほしいと、こんなところでしょうか。1番の方はいかがでしょうか。

(1番)

テレビで見る裁判って、検察官ってすごく怖いなというイメージでしかなかったですね。実際にその場に立たせてもらつて話を聞いている限り、僕は、こういう質問の仕方、言葉遣い、態度とかというのは、すごいなつて思った限りなんです。本当に、もちろんその証拠ですか、検察というと、どちらかというと刑を何年にしなさいという、そんなようなイメージだったんですけど、実際にそういう証拠を持って、こういうことが妥当とされると思うんですよというところだと思うんです。やはりその中に、聞いている側からすると、しゃべり方、物腰、態度というのはものすごく印象に残ってしまうんです。そのときに、僕のとときには、いや、すごい検察官さんだなと。まず、いい意味で、すごく感じたところがありました。

(司会者)

検察官は、やっぱり厳しいほうがいいですか。

(1番)

そうですね、あんまり厳しくても、逆に同情しちゃう面があると。そうすると、やっぱり弁護士さんが弁護すると、やっぱりそっちに傾く。人つてそういうもんじゃないのかなと思つていたので、僕は、今回のことは、すごくそういうふうに双方見ながら感じていたところです。

(司会者)

2番の方、検察官のイメージはこんなイメージだといふな、というのはあります



か。

(2番)

私としましては、いつもどおりでとてもお話も聞けたし、理解できましたし、また分からないところは、いろいろ資料を頂いたりして分かりましたので、いつもどおりでよろしいかと思いました。

(司会者)

4番の方、検察官ってこんなイメージの方がいいんじゃない、みたいなアドバイスってありますか。

(4番)

そうですね、僕は、検察官と直接話したこともないんですけども、やっぱり警察とかで全部下調べして、その証拠とかが全部上がった上で起訴なりして、そこで確実に落とすというような形でやっていると思うんで、そこら辺のやっぱり迫力ってありますか、責任の重さ的なのところがやっぱり見ててもひしひしと伝わってくるなって感じなんですけども。でも、それがあべき姿というか、やっぱり事件が事件というものもありますし、そこはやっぱり一つの判決を下す部分ではもう致し方ないところなのかなというふうに思うので、そのままでいいと思います。

(司会者)

では、5番の方、検察官のイメージで何かありますか。コメントは。

(5番)

今のままでいいと思います、私は。別に意見はありません。

(司会者)

6番の方、いかがでしょうか。

(6番)

私も検察官という方、職業を見れば、どんなイメージなのかなということは、ほぼ、テレビでは当然見ていましたけど、でもやっぱり現実の世界でそういう方に会うことって、やっぱり裁判官もそうなんですけど、弁護士もそうなんですけど、ない

もんですから、仕事の流れからすると、きつとこういうふうな感じなんだろうなって。やっぱりそれはそのとおり、裁いていく側ですから、それはそうだと思いますし、逆に裁判員の方々が、この人いい人だなって思われるようなことだと、逆に思うところへ行けないんじゃないかなというふうな気はしますので、逆に、本当に今のままで、というか、強めぐらいのイメージで、怖いな、私悪いことできないわという、そういう感じを持っているくらいの方がいいんじゃないかなというふうに思います。

(司会者)

ありがとうございます。8番の方、いかがでしょうか。

(8番)

そうですね、私も検察官の方ってテレビドラマのイメージしかなかったので、でも実際はドラマほど厳しくなく、話も分かりやすく、今のままで大変いいと思います。

(司会者)

9番の方、いかがでしょうか。

(9番)

そうですね、検察官の方たちも毎回の事件で一生懸命仕事して、一生懸命調べて、一生懸命していると思うんですけども、やっぱり大きい、小さいに関係なく、事件に関わって判決を決めるということなので、ちょっと厳しくしたほうがいいかなと思います。甘い言葉は必要ないと思います。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

弁護士からは何か質問はありますか。

(弁護士)

多分、裁判が始まる前の冒頭陳述、弁護人とか検察官が話をするとき配られる

メモとか、裁判の最後に配られる論告とか弁論とか、弁護人とか、検察官が話すときに配られるメモについてなんですけれど、それを検察官も弁護人も結構苦慮している部分があると思っていて、どうやったら見やすいかなとか、どういう色遣いだといいかなとか、そういう検討をしているんですけど、もし御担当された事件の中で、こういうことが書いてあるのが良かったなとか、こういうのが視覚的に分かりやすかったなとか、そういった御意見があれば伺いたいです。

(司会者)

9番の方、いかがでしょうか。

(9番)

分かりづらさはないです。

(司会者)

8番の方はどうですか。

(8番)

そうですね、私も特にはないです。すごく難しい漢字もなかったのでも、読めましたし、あまり難しい漢字を使われてしまうと、読めないときもありますし、そこもすごく不安だったです。でも、そういうこともなかったのでも、大丈夫です。

(司会者)

御担当いただいた事件に関しては評判良かったと思います。同じ事件を担当された6番の方、弁護士さんのメモはいかがでしたか。

(6番)

私も、そんなに見づらかったとか、そういうふうなイメージを持った感じはあんまりないです。はっきりは覚えていないんですけど、ただいろいろそういうところで御苦労されているんだなという話を今聞いて、ああ、そうなんだというのちょっとお聞きして。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

素人の私たちにも分かるように色分けをしてくれたのが、とても良かったと思います。

(司会者)

カラーの方が分かりやすいですか。

(5番)

そうですね、カラーでなく、これが白黒だけだったら、ちょっと分からなかったんですけど、赤とか黄色とか、いろいろカラーにしてくれて、その辺りがよく分かって良かったです。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

(4番)

そうですね、僕も、今これを見て思い出してきたんですけども、検察側もこういう証言をもとに、だからこの証言は信用できるなりの、その、一つ一つの言葉に対して作っていますし、弁護側の方も、ここが信用できないんじゃないかとか、ここが問題点であるというのをちゃんと明確にしているんで、その辺りは、その点についての議論をしやすいような作り方になっているのかなというのとはすごく思います。

(司会者)

議論しやすい作りだったということですね。2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

5番の方と同じように、パソコンを駆使しまして色分けがあったり、それから矢印があったりして、それを見ますと流れがよく分かりました。それから、色のことで力を抜かない部分がありまして、よく分からないんですけど、一生懸命やっているなという気持ちをひしひしと感じました。

(司会者)

1番の方、いかがでしょうか。

(1 番)

もちろん、その資料等の作り方はそれぞれあると思うんですけど、やはりそれに対しての説明の仕方、すごく理解できるのと、理解できないところがあるなということは感じました。

(弁護士)

ありがとうございました。

(司会者)

裁判官からは、何かありますか、質問は。

(裁判官)

ありません。

(司会者)

それでは、次に、報道関係者の方から出された質問がありますが、守秘義務があることについての心理的負担があるかどうかという質問です。実際、皆さんに守秘義務が課されていて、法廷で見聞きしたことは別にしゃべっても構いませんが、評議の中で、何対何で決まっただとか、こんな意見が出たという、そういう評議の秘密と、あと関係者のプライバシーに関しては秘密を守ってくださいとお願いをしてあるんですが、そういう守秘義務があることについての心理的負担というのがあるかどうかについてはいかがでしょうか。では、1 番の方、お願いします。

(1 番)

はっきり申し上げて、審理の内容ですとか、それまでの決め方とか覚えていないんです。忘れてしまっていますので、語りようにも語りようがないと。ただ、その、やったことに対する事件の内容とか、そういうものはしゃべってもいいよということだったので、それはもちろん出ていることで、評議でみんな話合っただ多数決うんぬんというのは覚えてはいなかったもので、全然守秘義務に対しての重さは感じてはおりませんでした。

(司会者)

ちなみに、他の人からいろいろと裁判員のことを何か聞かれて、これは守秘義務があるから、答えられないんですって言って困っちゃったことってありますか。

(1番)

ほとんどなかったです。結局、他の人って、どういう審理をするかということも知らないわけで、だからそういう質問はもちろんないですし、ただ一応、こういう事件で、こんな悲しい事件で、実際はこういう判決が出たんだよというくらいの話しかありません。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

(2番)

特にありませんでした。

(司会者)

4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

僕も、聞かれたこともないし、特に僕も何か言いたいな、でも、みたいなこともなかったんで、そんなに苦しくなかったです。

(司会者)

審理の期間は長かったですけれど、恐らく、職場の方にも結構長く御迷惑を掛けたというか、どんな感じだったですか。でも、むしろ、そんなに事件のことを周りの人はあんまり聞かないんですか。

(4番)

そうですね、周りの人がそこまで、あんまりそこに興味を持っていないというのが多分あるでしょうし、ただ、僕の中でどうかというかが一番だと思うんで、別に、そんなに周りの方は、僕が裁判員になったというのも、多分そんなに、周りの人からどうだった、どうだったってそんなに聞くほどのことでもなかったのかなというふうに思います。

(司会者)

では、5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

ありませんでした。近所の人にも、私が裁判員裁判に行っているということは内緒にしていたし。

(司会者)

内緒にする必要はないんですよ。

(5番)

それでも、家族にも、私が裁判員裁判に行っているということは絶対だめって口止めしています、言っちゃいけないと思ったもんですから。それで、家族も、裁判が終わって帰ってきてても絶対聞かなかったから、その点は楽でした。

(司会者)

6番の方はいかがでしょうか。

(6番)

私的には、自分にはそれ以上の何か秘密がいろいろあってですね、そういうものをいちいち告白するみたいなことは、当然自分でもしないわけで、それがじゃあ自分にとって負担かという、そんなに負担ではないです。こういう件に関しても、それが渦中で、マスコミさんでいろいろと取り上げている最中であれば、当然興味を持って聞かれることもあるんでしょうけれど、事件が起きたときにはありますけど、裁判中ってそんなでもないんじゃないかなというふうには思うので、聞かれることもなかったですし、その意味では全然負担はなかったの。

(司会者)

分かりました。8番の方、いかがでしょうか。

(8番)

私も周りの人から聞かれることもなかったですし、やっぱり、事件が起きた当初は皆さん興味があるかもしれないんですけど、裁判やっているときって、ほとんど

の方が興味ないので、何も聞かれなく、それを過ぎてしまうと、審理の内容とか、どこがどうだったとか、詳しい内容は忘れてしまったので、特に負担はなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。9番の方、お願いします。

(9番)

勤務先の方で特別休暇というお休みを8日間もらっているということで、皆さん「何したの。」ということは聞きました。「裁判員制度で行くんだよ。」ということで、周りはすごく裁判員制度ということで、周りの方で行った方がいないので、すごく興味があって、私に「何するの、どういうこと。」って、「何の事件」って向こうから言ってきて、私が言おうとすると、「あっ、そうだ、言っちゃいけないんだよね。ごめん。ごめん。これ聞いちゃだめなんだよね。」ということで、向こうの方で聞きません、それだけ聞いただけで。私の方は、守秘義務で、精神的には別に、黙っていたからすごく苦痛だったとか、そういうことは何もないです。

(司会者)

ありがとうございます。あと、今日傍聴されている記者の方から、何か質問はありますでしょうか。

(読売新聞記者)

否認事件ということでお伺いしたいことがあるんですが、例えば、被告人が、私はやっていませんと主張している中で厳しい判決を選ばなくてはいけないこともあるだろうし、弁護士や検察官が意見が全く食い違っているといった、そういった状況を皆さん見てこられたと思うんですが、そういった中で独特な心理的負担であるとか、苦難でありますとか、そういったことにお答えいただきたいということが一点と、またそういう状況について、裁判官の方からどのようなアドバイスがあったか、助言などがあったかということについて、その以上2点について皆さんにお答えいただければと思います。

(司会者)



整理すると、皆さんに担当していただいた事件は、事実関係に争いがあった事件なので、検察官さんと弁護士さんが違うことを言っていたのですが、これについて、実際に自分が裁判して判断していくことに対する心理的な負担がどんなものだったかということと、それに対する我々裁判官からのアドバイスは、どんなものがあったのかというところが質問だと思います。では、検察官と弁護士さんで対立している事件の心理的負担と裁判官のアドバイスについて、何かありますでしょうか。

(8番)

そうですね、それは裁判員、自分一人で決めるんじゃなくて、裁判員のみんなで話し合っ、どれが正しいか、誰が本当のことを言っているかという議論を結構したので、特に自分一人で背負うということではなかったもので、心理的負担は特になかったです。

(司会者)

チームで話し合いをして出した結論だということだったので、一人で全部責任を負っているわけではないというところで負担ということではないということですね。

(8番)

はい。

(司会者)

6番の方、いかがでしょうか。

(6番)

結果というと、答えを探しているということで、「真実は一つ」じゃないんですけど、それを見付けていくというふうな部分のことを考えていったような気がするもので、誰が何を言おうがみたいところがあって、そんなにそれ自体は負担ではなかったですし、裁判官の方々から頂いた部分を理解する上で、こういうものはこういうふうな、理解としてはこんなふうな形で理解をしていただくのがいいんじゃないですかというふうな、理解をする上でのアドバイスは頂いたと思うんですが、方向を自分たちで出していく上では、やっぱり最終的には自分の考え方で出していった

と思いますし、そういうのを含めて負担は少なかったと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

私も8番の方と全く同じです。別に負担はなかったです。

(司会者)

4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

僕も、そうですね、負担というところは、何か対立していても、基本的にどちらを信じる、信じないというのも最初は全然考えていなかったですし、一つ一つの言葉をみんなで話し合っていて、じゃ全体的にどうだったかみたいな形のところでどうかっていうのを自分の中での考えというのができてきたんで、その、対立していて、向こうが、どちらかを最初に肩入れするような見方だとかというのは全然なかったんで、僕はそんなに、そうですね、難しかったことはそんなになかったです。

(司会者)

チームで話し合っていたから、ということですかね。

(4番)

はい。

(司会者)

2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

先ほど裁判長がおっしゃったように、チームで話し合っていて、意見をすり合わせたので、それぞれが自分の意見を伝えながら進めていましたので、私も、特に負担に思うことはありませんでした。

(司会者)

1番の方いかがでしょうか。

(1 番)

皆さんと同じです。一番最初に、この裁判員をやるときに、自分がこんなことができるのかという心配はもちろんあって入ってきたんですけど、結局その証拠ですとか、今までの判例ですとか、資料とか、説明を頂きながら、みんなで討論しているときに、そういう心配は一切なくなったというのが現実だと思います。

(読売新聞記者)

ありがとうございます。

(司会者)

ほかに質問はありませんか。よろしいですか。時間の方も来ましたので、それでは、本日はお越しいただいた皆さんのおかげで、本当に実際の裁判員裁判の方では、素晴らしい判決ができたと思っています。また、本日は、貴重な御意見を頂きましたので、我々の方でもいろいろと宿題がまた見えてきたと思います。引き続き甲府の裁判所には山梨県民の方に来ていただいて裁判員裁判をやっていくということかと思っていますので、山梨県民の方に来ていただけるような環境整備なども努めていきたいと思っています。本日は、本当にありがとうございました。